

静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年12月1日制定

令和4年3月31日改訂

この行動規範は、文部科学省及び厚生労働省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正および令和3年2月1日改正）、（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成29年2月23日改正および令和3年3月4日改正）」等を踏まえて、公的研究費を使用する上での、当センターの研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）としての取組の指針を明らかにするものである。

- 1 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則等を遵守する。
- 2 研究者等は、公的研究費は国民の税金（公的な資金）であることを認識する。
- 3 研究者等は、研究費を公正かつ効率的に計画的に使用するとともに、実態のない経費の使用や目的外使用など、不正な使用を行わない。
- 4 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。